

# 自動車保管場所証明申請書の記載例

**注意事項**

○消すことのできるボールペンは使用しないでください。  
 ○この申請書を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。  
 ○申請内容に不明な点がある場合は、必要な書類を確認させていただきます。交付後、申請書交付後の訂正は原則できませんので、内容をよく確認して提出してください。  
 ○記載事項に誤りがある場合は、新たな申請はなる場合がありますので十分注意してください。有効期間経過後は、新たな申請となりますので十分注意してください。  
 ○証明書の有効期間（証明日から概ね一か月）以内に運輸支局へ提出してください。有効期間経過後は、新たな申請となりますので十分注意してください。

**① 車名**  
自動車検査証などに記載してある内容を書いてください。  
【例】トヨタ・ニッサン・三菱・BMWなど

**② 型式**  
申請時に必ず書いてください。

**③ 車台番号**  
申請時に書かれていなくても受付めますが、交付時まで書いていただきます。

**④ 自動車の大きさ**  
センチメートル単位で正しく書いてください。  
(ミリ単位は切り捨て)

**⑤ 記入例**  
数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。

**⑥ 使用の本拠の位置**  
【個人の場合】  
実際に居住する場所の所在地を書きます。通常、住民票の住所と同じです。  
【法人の場合】  
実際に営業を行う事業所の所在地となります(本社・支社等の所在地)。通常、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠となりません。  
※申請者の住所と使用の本拠が異なる場合、使用の本拠を疎明する書類を確認させていただく場合があります。  
※マンション・アパート名、号室がある場合は書いてください。

**⑦ 保管場所の位置**  
○駐車場の所在地を住所表示で書きます(住所表示がない場合は地番を書きます)。  
○使用の本拠の位置から2km以内です。

**⑧ 保管場所標章番号**  
次のいずれにも該当する場合は、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載を省略することができます(「配置図」を省略することはできません)。  
○自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。  
○使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。  
○申請の時点で旧自動車を保有(軽自動車の場合は、届出前15日以内に保有)している。

**⑨ 申請者欄**  
【個人の場合】  
住民票又は印鑑証明書の住所を書いてください。  
【法人の場合】  
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書いてください。

**⑩ 所有形態**  
所有する保管場所の「所有者」に○印を付けます  
○申請者所有 → 自己単独所有に○印を付け「自認書」を添付します。  
○他人所有 → その他に○印を付け「保管場所使用承諾証明書」「保管場所契約書の写し」等を添付します。  
○共有地 → 共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付してください。

**⑪ 自動車登録番号**  
現在使用している車両の登録番号を使用する場合は、その番号を書いてください。

**⑫ 連絡先**  
申請内容についてお尋ねできる連絡先(氏名・電話番号)を書いてください。

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	TA-ABC123	ABC-123456	長さ 469 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 149 センチメートル
⑥ 自動車の使用の本拠の位置 名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号 丸の内マンション110号			
⑦ 自動車の保管場所の位置 名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号 丸の内パーキング No.1			
⑧ ※保管場所標章番号 06012340			
自動車保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
中 警察署長 殿 千(465-1234) 令和○年○月○日			
住所 名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号 丸の内マンション110号			
申請者 アイチ マモル (052) 123 局 5678 番			
氏名 愛知 守			
第○号 自動車保管場所証明書			
自動車保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
警察署長			
備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができます。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために必要であると認めるときは、所在図の提出を求めることができます。 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。) 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。			
⑩ 自己単独所有	⑪ 自動車登録番号	⑫ 連絡先	
自己単独所有	名古屋330△1234	名古屋 正義 090-×××-△△△	

**⑤ 車台番号欄記入例**

アルファベット		
A	B	C
D	E	F
G	H	I
J	K	L
M	N	O
P	Q	R
S	T	U
V	W	X
Y	Z	
数字		
0	1	2
3	4	5
6	7	8
9		

愛知県証紙 2200円分を貼付して下さい(キヤッシュレスでも納付が可能です。)

ここは何も記入しないでください